

I. 英米法概観

1. 英米法・英米法系 (1) 英米法・英米法系とは

大陸法系のことをローマ法系、英語では civil law (←common law) という。ローマ法系のことを civil law というのは、継承されたローマ法のもっとも重要な法源であるユスチニアヌス法典（6世紀に東ローマ帝国のユスチニアヌス大帝の命により編纂された）が16世紀後半以降 Corpus Iuris Civilis（市民法大全——意訳すると「ローマ法大全」）と呼ばれたことによる。

(2)

①連合王国

- ◆England (1066 : William I (William the Conqueror) によるイングランド征服)
- ◆Wales (1284 に England 国王 Edward I が征服し、属国とし、その息子 (のちの Edward II) をその君主に据えた。1536 年に正式に併合される)
- ◆Scotland (1603 年に Scotland 王 James 6 世が England 王 James 1 世として即位して以降、同じ王を戴くことになる。1707 年に議会の法律により England と合併し、Great Britain という連合王国を形成した。)
- ◆Northern Ireland (Ireland——1801 年に Great Britain と合併し、United Kingdom の一部となつた。南 Ireland——1922 年 Irish Free State (アイルランド自由国、自治領) となる。1937 年に独立主権国家 Eire となり、1949 年には Republic of Ireland として、Commonwealth からも離脱。)

②アメリカ合衆国

- ◆Louisiana (名称はフランス国王ルイ14世にちなむ) ——フランスの植民地（アレギニ山脈以西の広大な地）、1763年スペイン領（ミシシッピ以東はイギリス領になる）、1800年フランス領、1803年アメリカに1500万ドルで売却。

(3) 英米法と大陸法

イギリスでは早くから国内が統一され、しっかりとした法制度が確立されていたため、中世末から近世にかけて商取引が盛んになったときにも、ローマ法などに頼る必要が小さかった。これに対して、ヨーロッパでは、中世から近世にかけて統一的な法制度を自力で生み出すことのできる中央集権国家がでてこなかった。また、神聖ローマ帝国は、ローマ帝国の継続であり、そこでは、ローマ法が行われるべきであるという考えが一般的であった。

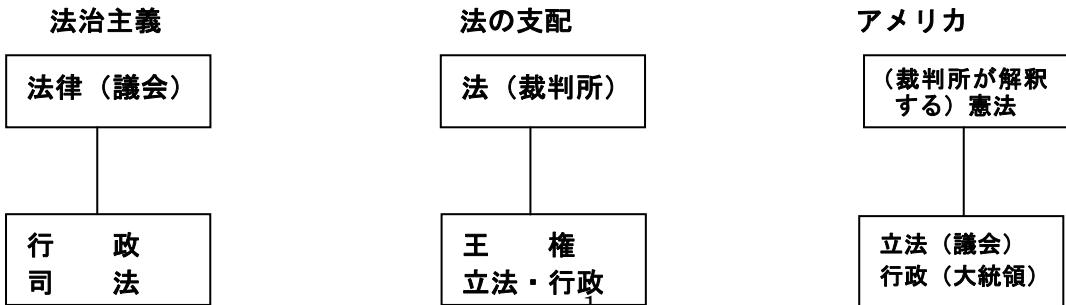
〔ローマ法を基礎とする法典編纂〕

フランスにおいては、1804年に民法典が（1807年にナポレオン法典と改称された）、1806年に民事訴訟法典が、1807年に商法典が、1808年に治罪法典が、1810年に刑法典が制定された。

ドイツにおいては、1896年にドイツ民法典が成立した。スイスでは、1881年にスイス債務法が成立した（民商法の統一——契約・会社・手形・小切手）。

19世紀以降のドイツにおける、精緻な概念構成による体系化。

【法の支配と法治主義】



名誉革命と権利の章典——国会主権の原理が確立し、国王に対する議会の優位を確立するとともに、裁判所に対する議会の優位が確立した。

2. (2)判例法主義

(a)判例法主義——判例法なしで成り立ち得ない法制度

(b)先例拘束性の原理

同種の事件については先例と同じ判断を下す→法原則の認識・将来の裁判予測

イギリスでの貴族院判例の絶対的拘束力は19世紀半ばに確立された（London Street Tramways Co. v. LCC (1898)）が、1966年のPractice Statement で必要な場合に判例変更を認めるよう変更された。

アメリカでは自らの判例の変更を制約する実定法原則はない。

holding (ratio decidendi) と obiter dictum

(c)コモン・ローとエクイティ

【Lord Chancellor（大法官）の職】

◆Keeper of the Great Seal（国璽尚書）

◆The Speaker of the House of Lords（～2006.7.4.）

◆Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員（法律問題・憲法問題担当）

◆最高裁判所としての House of Lords の長（～2006.4.3.）

◆President of the Supreme Court (the Court of Appeal + the High Court)（～2006.4.3.）

◆President of the Chancery Division of High Court（～2006.4.3.）

◆最高裁事務局長（裁判官職への任命に際して実質的に中心となる）

【最高裁としての House of Lords 維持——法律貴族の制度発足】

◆背景——19世紀の半ばに、法律家としての資格を持たない貴族は裁判にタッチしないという憲法上の慣例ができた。

◆Supreme Court of Judicature Act of 1873 で一旦、貴族院の最高裁判所としての管轄権の廃止を定められていた（1874年の施行予定）が、1874年、政権が自由党（Gladstone首相）から保守党（Disraeli首相）に移ったため、1873年法の施行が延期され、翌1875年のSupreme Court of Judicature Act of 1875 で貴族院の司法機能を廃止する規定が削除された。

◆Appellate Jurisdiction Act 1876——Lords of Appeal in Ordinary = Law Lords（常任上告貴族），1968年～11名，1994年～12名を最大限とする（現員も12名）——Lord Chancellor，高位の司法職にあった者とともに、最低限3名、通常5名で appellate committee を構成し、最高裁として機能する。

議会の一院としての House of Lords の活動については、法律や裁判所関係の法案審議には参加するが、非法律問題の議論に参加するときは、個人的資格で参加するという慣行がある。

【Constitutional Reform Act, 2005 (2005.3.24)】

Lord Chancellor（大法官）職は存続されることになったが、貴族院議長の職や司法部の長たる地位は他の者に移ることになった；最高裁判所（Supreme Court）設置；裁判官任命委員会設置（イギリスの統治機関の歴史の表の注記参照）。

(c)コモン・ローとエクイティ（続き）

◆国王裁判所の取扱う事件の拡大に対する封建領主の抵抗

Provisions of Oxford (1258)

大法官は国王評議会の同意なくして先例なき令状を発給することが禁じられた。

◆訴訟方式

○事件の事実関係

↓

○訴訟開始令状←大法官府（Chancery）

↓

○訴答（訴状、答弁書、再答弁書、再々答弁書……）

①Debt（金銭債務訴訟）の declaration において申し立てられるべき事項

確定額の金銭債務

被告が既に対価を現実に受領していること

弁済の未了

損害

②Covenant（捺印契約訴訟）の declaration において申し立てられるべき事項

捺印証書の作成

約束の内容

（停止条件の成就）

約束の不履行

損害

③Assumpsit（引受訴訟）の declaration において申し立てられるべき事項

契約の締結と契約条件

約因（約束でもよい）

停止条件の成就——原告側の先履行すべき義務の履行

契約違反

損害

※原告は、訴訟開始令状を求めるさいにいずれかの訴訟方式を選択しなければならない。

不適切な訴訟方式を選択してそれに即して訴状を作成すると、敗訴の憂き目にあう（たとえば、捺印証書がない場合に、covenant の訴訟方式を選択したりした場合）。被告が防御のために答弁書において主張すべき事項も訴訟方式ごとに規定されていた。

↓

○審理方法

- ✧ [刑事事件—熱鉄神判・冷水神判（初期），後には陪審】
- ✧ 土地の所有権（単純封土権 fee simple）をめぐる訴訟—原則として決闘（champion の利用可），被告の選択によって grand assize
- ✧ 金銭債務訴訟，動産引渡請求訴訟—雪冤宣誓（compurgation; wager of law）—被告が自分に金銭ないし動産を支払う・引渡す債務がないことを宣誓し，11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴した）
- ✧ 不法行為訴訟—陪審

↓

○判決（の効力）

- ✧ 損害賠償を命じるか現実の履行を命じるかなど。
- ✧ 強制執行の対象となるものは何か（動産に限られるか、不動産も含まれるか、など）

コモン・ロー——12世紀末以降成立、訴訟方式を集成したもの（一般的な民事訴訟というものではなく、貸金の返還や売掛代金の支払を請求する訴訟、契約債務の不履行を訴える訴訟など類型毎に訴訟の進め方がそれぞれ異なる多くの訴訟方式があった）。

エクイティ——コモン・ロー原則の硬直性・陪審の不公正・扱い得る事件の固定化を補うため大法官が与えた救済の慣行化によって14～15世紀に成立

対人的な救済——信託の例

本来は法を運用した裁判所の違いによる区別であった。しかし現在では裁判所がコモン・ローとエクイティで分かれていることは少ない。イギリスでは1875年に統合され、アメリカでは1848年のニュー・ヨーク州での統合を皮切りに統合が進む。

コモン・ローとエクイティの特徴

- ・コモン・ロー→形式的で厳格 陪審がある 救済方法は対物的（損害賠償）
- ・エクイティ→柔軟で裁量的 陪審はない 救済方法は対人的

特定履行——不作為を命じる特定履行もある。

差止命令——mandatory injunction, prohibitory injunction